

令和5年度 6月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月5日(月)午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 16人 欠席者 5人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	出席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
3 番	松下 茂	欠席	1 6 番	寺田 一義	出席
4 番	田中 雄三	出席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
5 番	橋本 昭憲	欠席	1 8 番	森園 文男	出席
6 番	大川 定道	出席	1 9 番	松永 淳	欠席
7 番	江頭 政寛	出席	2 1 番	副島 幸満	欠席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 3 番	田中 節士	欠席
1 0 番	馬郡 文男	出席			
1 1 番	山内 しげ子	出席			
1 2 番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について ( 8件)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 ( 2件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 ( 3件)

議案第3号 農地法第5条買受適格証明について 町長証明分 ( 1件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(21件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

## 事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和5年6月の農業委員会総会を開催しますが、総会の前に農業会議の武藤より一つ依頼ごとがあるとの事をお願い致します。

## 農業会議

全国農業新聞の継続購読のお願い

## 事務局

農業新聞の件につきましては、来月の総会の折りお諮りをいたしたいと思っております。それでは総会の方に入らせていただきます。

現在の出席委員は15名、欠席委員は5名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより連絡がっております。〇〇委員さんについては連絡を取っております。

それでは会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、おはようございます。

大麦、小麦ともに収穫については大体期間中に全て刈取りが終わったようです。ただ期間中は例年になく雨が多く心配された事だと思っておりますけど、昨日位までには全ての共乾で刈取りが終わったと聞いております。現在、小麦の調整中だと思っておりますが最後まで事故のないよう、特にこれから先、田植えの準備でトラクター、草刈り機、田植え機等を使用しますので安全な作業をよろしくお願い致します。聞くところによると基山の方で若い農業人が事故で亡くなるとの情報も聞いておりますので、くれぐれも安全な作業をお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について      |
| 議案第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請について      |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について      |
| 議案第3号 | 農地法第5条買受適格証明について          |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| その他   |                           |

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	8件	面積	45,156㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

5月25日に事務局2名、担当委員2名で現地確認を行いました。申請地は約35～36年位前に確か堀を埋められたものだと思います。排水も整備され田への影響はありません。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月25日に事務局2名、担当委員2名で現地確認を行いました。  
35～36年位前に堀を埋められて農業用倉庫として使用されてきました。自宅のすぐ横で汚水、排水は南側に流し、周りの農地への影響もないかと思われます。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

申請人は前の案件の申請人でもあり、前の案件にも始末書を添付されています。通常始末書は一枚で反省するものであり、始末書さえ出せば審議が通ると捉えられているの

ではないでしょうか。その辺は厳格にしたがよいのではないのでしょうか。

事務局

最初の案件につきましては土地改良の事業で堀に張り付けられたものだと思われ、個人的には土地改良事業自体の問題だと思われます。事業のなかでからめられ農地として管理をしなければならず、町内の北茂安土地改良、中原土地改良でも若干あります。土地改良区の宅地として使用する場合の手続きの指導がなされなかったのが問題でその是正が一枚目の始末書になるのかと思われます。次の案件は当時の状況が分かりませんが、皆さんもご存じの通り200㎡以下の農業倉庫建設は許可不要となっているため、農業小屋を建設される際200㎡以下で届けがいらないとされたのではと推測されます。これは申請人個人の問題ではなくこれは法的、農政事業的課題の中て起こるべき問題と判断をしています。ご理解をお願い致します。

〇〇委員

はい、分かりました。

〇〇委員

1の申請は解体部品の置場となっていますが、解体工場には雨水分離装置機を設置するようになっていますが設置されてあるのでしょうか。

事務局

今回排水のみの確認しか取れていません。営業用の油分が出るかをふくめて再度申請人に確認をして来月の総会で回答いたしたいと思ひます。

〇〇委員

分かりました。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

5月25日に事務局2名、担当委員3名で現地確認を行いました。

申請地は以前より自宅への進入路として利用されていたもので、僅かな土地です。他に異常ありません。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月25日に現地確認を行いました。

19ページの申請地の西側に道路があり、この道路はここ10年来整備がされており、道路の沿線にはかなり多くの住宅が建っています。道路より3メートルほど高い位置に畑があります。隣接する畑の出入り口もそれぞれにあります。排水は真っ直ぐ流すと村中にいきますので、一旦新しい道に迂回させるとなっています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月25日に現地確認を行いました。

22ページの地図が古すぎるので現況と若干ちがうかと思いますが、申請地の北側、東側は田んぼ2枚分位家が建っております。そのきわに現在耕作されている田んぼの水路があります。そこを境に申請があつておりますが申請地の西側にも家が立ち並んでおり、隣接する田んぼにも分譲住宅の計画があると聞きます。地元の農業委員としましては水の心配があり町自体に排水事業を考えてもらえないかと思ひます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして。続きまして議案第3号1農地の買受適格証明願(転用目的)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地の買受適格証明願(転用目的)について、申請者の住所、氏名、農地の所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月23日に〇〇委員、私の3人で現地確認を行いました。

申請地について現況地目は畑になっていますが現地確認をしたところ既にアスファルトで固められていました。私が地元でないのでよくわかりませんが、〇〇委員さんに聞いたところ40～50年前に建設会社があり、自社で使うスタンドみたいな状況だったそうで、そのなごりはありました。おそらくこの下に燃料タンクみたいなものがあるので



はと思いましたが、家や倉庫はありましたが朽ち果てて今にもくずれそうな状態でしたので何か活用してもらった方が良くと思います。周りの畑に対しても今言われましたように、影響はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について転用目的での買受適格者として適当な者である決定すること。及びこの申請者が最高価格での買受人となり、農地法第5条の許可申請があった場合には、許可相当とすること賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、買受適格者として適当であるとの意見を付して、町長へ送付します。また、この者が最高買受者として農地法第5条の許可申請書の提出がされた場合は、許可相当の意見を付して町長に送付します。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	20件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

申請番号12番は〇〇ファームが借りるようになっており利用目的はハウスとなっていますが、ハウスの面積はどの位でしょうか。また、貸手に畑地対策事業の説明はして

あるのでしょうか。

#### 事務局

場所は中津隈ライスセンターの南側のハウスです。建っているハウスを借りられるものです。畑地対策事業については、一応話はされていますが具体的な分からない内容もあるかと思しますので再度説明していただくようにしますが、元々借りていた方がハウスを撤去できるかというとその辺の問題もあり、そのまま継続して使用して頂くようになっています。畑地化対策事業は自分の農地にハウスを建てられた方は自己責任となりますが人の農地を借りてハウスを建てられた場合、町の方でも対象者を集めて説明されていますが、県内888運動と相反する点もあるかと思えます。農業委員会だけでなく農政サイドからも情報提供しながら理解して頂き手続きをしてもらうように窓口でも説明していきたいと思えます。

#### 議長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

#### その他

1. 農業委員業務引継マニュアルの作成について
2. 農業経営意向調査の集計結果について
3. その他

#### 議長

7月の総会は、7月6日(木)午前9時でお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、7月6日(木)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は6月20日以降に担当委員に連絡したいと思えます。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで6月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番